

北薩広域行政事務組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

令和元年9月1日
北薩広域行政事務組合
理事長 椎木 伸一

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」といいます。）第15条に基づき、北薩広域行政事務組合（以下「本組合」といいます。）における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

1 計画期間

本計画の期間は、令和元年9月1日から令和6年3月31日までとします。

2 女性の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、総務課が本計画の策定、変更、本計画に基づく取組の実施状況、数値目標の達成状況の点検、評価等を行います。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行い、課題分析の結果、令和5年度までの目標値を、次のとおり設定します。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

令和5年度までに、制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇、育児参加者のための休暇の合計3日以上取得割合を100%にします。

(2) 年次休暇の取得率及び平均日数

令和5年度までに、年次休暇を年間10日以上取得する職員の割合を100%にします。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標に向け、次に掲げる取組を実施します。

(1) 男性職員の配偶者出産休暇及び育児参加のための休暇取得率及び平均取得日数

管理職員の意識改革を促進し、職員が育児参加のための休暇を取得しやすい環境をつくります。

(2) 年次休暇の取得率及び平均日数

年次有給休暇の取得目標を定め、職員への周知を図ります。